

第二百二十九号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「反する休職及び降給」の下に「（地方公務員法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の規定による降給を除く。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「地方公務員法（以下「法」という。）」を「法」に、「外」を「ほか」に改める。

第四条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、法第二十八条の二第一項の規定による降任に関する事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の一項を加える。

2 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）附則第十項、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）付則第九項又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「の規定による降給」とあるのは、「、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）附則第十項、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）付則第九項及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）附則第四項の規定による降給」とする。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の分限に関する条例第四条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。